

インド知財情報メール：第 2023-6 号、2023 年 8 月 28 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- 【1】 特許規則改正案の公開
- 【2】 当社は 2023 特許・情報フェア&コンファレンスに出展
- 【3】 『インド特許実務ハンドブック第2版』 版出

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 特許規則改正案の公開

インド特許意匠商標総局を管轄する商工省産業国内取引促進局（DPIIT）が 2023 年 8 月 22 日に特許規則の改正案を公開しました。DPIIT は本改正案に対して 2023 年 9 月 22 日までパブリックコメントを受けるとのことです。

コメントがありましたらその内容をお知らせください。当社が代わりにコメントを提出いたします。

今回の改正案の特徴

- 1) 特許出願の処理期間の短縮化
- 2) 軽率な異議申立ての抑制
- 3) 特定の期限の延長に柔軟性

今回の改正案の主な注目点

- 1) 国内実施報告を 3 年に一回提出
現行規則¹：国内実施報告を毎年提出
効果：特許権者およびライセンシーの負担軽減につながります。
- 2) 付与前異議申立てを行う場合に特許庁費用を納付。付与後異議申立ての特許庁費用の引き上げ。
現行規則：付与前異議申立てに庁費用はない
効果：軽率な異議申立ての抑制につながります。
- 3) 付与前異議申立てを維持すべきではないと管理官が判断した場合に、付与前異議申立てが行われたことを管理官から出願人へ通知しない
現行規則：付与前異議申立てがあったことを管理官から出願人へ漏れなく通知する
効果：軽率な異議申立てによる出願人の負担が軽くなります。
- 4) 特許法 8 条（1）の情報（様式 3）を最初の拒絶理由通知の発行日から 2 か月以内に提出
現行規則：様式 3 を新規関連外国出願の出願日から 6 か月以内に提出。期限を徒過した場合に管理官から嘆願書の提出が要求され、庁費用及び代理人費用が発生します。
効果：様式 3 の提出頻度が減り、出願人の費用負担が削減されます。

¹ 現行法、現行規則、プラクティスについての詳細はバパットの共著であります「インド特許実務ハンドブック第 2 版」でご確認いただければ幸いです。

5) 管理官は関連外国出願にかかる特許法 8 条 (2) の情報 (拒絶理由通知および許可された請求項) を自ら公開データベースなどで確認すること。見つからない場合、理由を述べてこれらの情報を出願人に要求する。その場合、出願人は 2 か月以内にこの情報を提出する。

現行規則：管理官は関連外国出願にかかる特許法 8 条 (2) の情報を出願人に要求
効果：出願人の手間及び費用負担が削減されます。

6) 審査請求期限を優先日 (出願日) から 31 か月

現行規則：優先日 (出願日) から 48 か月

効果：査定までの時間が減縮されます。しなしながら、他国から審査報告書が届く前にインドから F E R を受け、対応に困る場合もあるかもしれません。

7) 期限の延長は最大で 6 か月可

現行規則：期限の延長は管理官の裁量により 1 か月可

効果：庁料金を納付するだけで期限の延長は自由にできるようになります。しかしながら、この改正に不明な点があります。現行規則の規則 138 では期限の延長ができない (例えば、審査請求期限) が規定されていますが、改正案 138 からはこの記載が削除されています。すなわち、改正案の規則 138 により現在は期限の延長ができない期限も延長ができてしまいます。改正の趣旨を確認する必要があります。

また、1 か月を延長する場合の庁料金は 50000 インドルピー、本日の為替レートで 10 万円弱で、非常に高価です。審査請求の庁料金が 20000 インドルピーであり、それよりも 1 か月の延長費用が高い理由には根拠がありません。期限の延長はしにくくしたいのでしょうか？稼ぎたいのでしょうか？出願人、代理人 (現地、外国) の負担が増えることは確かです。

8) 4 年以上の維持年金をまとめてオンラインで納付した場合、10%を割り引き

現行規則：割引はない

効果：出願人の費用負担が削減されます。

9) グレースピリオド制度を用いる場合に所定の様式を用いる

現行規則：様式が用意されていなかった

効果：手続きが明確になりました。

10) 仮明細書を提出して行った仮出願からも分割出願ができることが明確にされました。

現行規則：仮出願からも分割出願ができるかは不明確でした

効果：仮出願からも分割出願ができることが明確になりました。

11) 追加特許の出願の庁料金は通常出願の半分

現行規則：追加特許の出願の庁料金は通常出願と同じ

効果：追加特許の出願はしやすくなります。

12) 特許の取下げの費用は無料

現行規則：特許の取下げは有料

効果：特許の取下げがしやすくなります。

[2] 当社は 2023 特許・情報フェア&コンファレンスに出展

当社は、Sagacious Research 株式会社と共同で、東京ビッグサイト（東 6 ホール）にて 2023 年 9 月 13 日（水）から 15 日（金）迄開催されます「2023 特許・情報フェア&コンファレンス」に出展する運びとなりました。

Sagacious Research 株式会社は特許の調査、ランドスケープなどを得意としています。世界のどの国のどのような調査でも対応可能です。

ご多忙中とは存じますが、ぜひ当社のブース（P-105）へお立ち寄り頂きますようお願い申し上げます。

【3】『インド特許実務ハンドブック第2版』版出

当社のバパット（代表取締役社長）が共著となっています『インド特許実務ハンドブック』（一般社団法人発明推進協会、2018 年 11 月 7 日発売）の『第2版』が出版（一般社団法人発明推進協会、2023 年 6 月 26 日発売）されました。

初版の出版後、特許規則の改正や審査基準の改訂、知的財産審判委員会の廃止等がありました。第2版は激変するインドの特許実務に対応するとともに、近年の裁判例なども網羅し、より実務に即した内容となっています。定価 3,300 円（本体 3,000 円）となっており、初版よりお求めやすくなっています。

出版社「一般社団法人発明推進協会」のホームページでご購入いただきますと送料は無料になります。近いうちにアマゾンや楽天などでも購入可能になります。

インドの特許に関する実務に役に立てば幸いです。

第2版はもちろんのこと、初版に関するご感想を頂ければ嬉しく思います。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。